

## 宇治市分譲マンション管理アドバイザー派遣事業のご案内

令和6年4月より宇治市分譲マンション管理アドバイザー派遣事業がはじまりました！！

マンション管理組合の皆様、マンションの管理・運営でご心配事はありませんか？  
宇治市が分譲マンション管理アドバイザーとして、マンション管理士を派遣します。

- ・運営、管理規約等について相談したい。・管理費、修繕積立金等について見直したい。
- ・管理委託契約等の契約について確認したい。・長期修繕計画や大規模修繕工事について検討したい。
- ・マンション管理計画の認定の申請について知りたい。 等々

様々な問題を抱えており、相談できるところがない管理組合の皆様！  
ぜひ活用いただき、マンションのお困りごとを解決してください。

### ■派遣対象

- ・宇治市内の分譲マンション管理組合が派遣対象です。  
(申込前に集会(総会)、理事会での決議をお願いいたします。)
- ・派遣希望日の2か月前までに申込をお願いします。  
※管理組合が未設立の場合は事前にご相談ください。

### ■派遣にかかる費用

- ・費用は無料です。  
但し、会場等の費用につきましては管理組合でご負担をお願いいたします。
- ※派遣の回数は、一年度につき一管理組合等あたり3回を限度とします。  
但し、予算その他の都合により回数を制限することがございます。

### ■申込方法

- ・宇治市公式HPより申込書をダウンロードの上、必要事項を記入していただき、窓口、郵送又はE-MAILにてお申込みください。(申込前に事前にご相談ください。)

### 【お問い合わせ先】

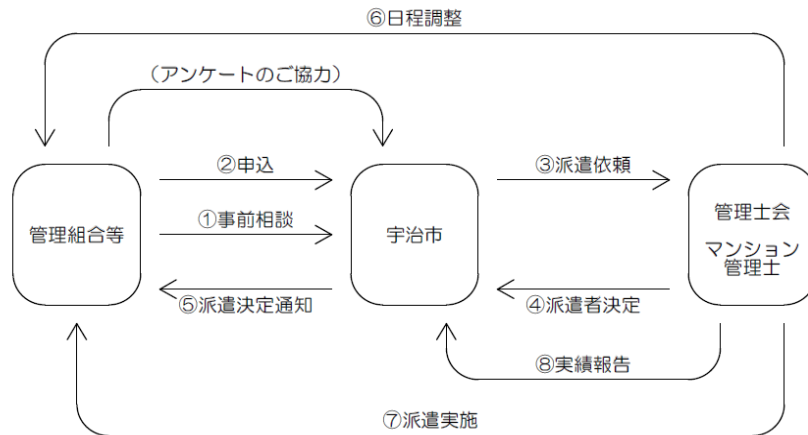
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33  
宇治市 都市整備部 建築指導課  
TEL 0774-20-8794 FAX 0774-21-0409  
E-MAIL kenchikushidou@city.uji.kyoto.jp

今すぐアクセス！



裏面もご覧ください

## ■派遣事業の流れ



## ■派遣事業の内容

- 申込時に希望されたテーマにてご相談いただけます。
- 派遣時間は 1 時間 30 分  
ご希望のテーマに関して「ミニセミナー形式+質疑応答」にて行います。  
※内容につきましては、テーマ毎におさえておくべきポイント等についての説明になります。個別の事案につきましては、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

## ■相談できる内容

- 管理組合の運営及び管理規約等について
- 管理費及び修繕積立金等の財務について
- 管理委託契約等の契約の見直し方について
- 長期修繕計画の見直し方について
- 大規模修繕工事の進め方やポイントについて
- マンション管理計画の認定について など

※次のような相談内容には応じられません

- 測定器等を用いたマンションの建物調査、劣化診断
- 長期修繕計画の策定や大規模修繕工事の業務内容の検討
- 設計、工事及び管理等の業務の受発注、見積書の比較検討及び業者の紹介
- 居住者間及び居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整
- マンションの瑕疵についての判断
- 管理計画認定制度における事前確認の依頼及び申請の補助 など

## ★重要！

派遣するマンション管理士は、管理組合等の自立運営や適切な管理を支援するために助言等をするものです。管理組合等の意思決定に基づいて生じた結果について責任を負うものではありません。